

# クライミング施設(スピード壁)の利用と遵守事項について

令和2年8月23日

神奈川県立山岳スポーツセンター

## 1. 対象施設

スピードクライミングウォール (高さ 15m)

## 2. 利用資格

次のいずれかに該当する者に限り利用できます。

- (1) 公益財団法人 日本スポーツ協会認定の以下の指導資格を持つ者で、神奈川県山岳連盟が実施するスピードクライミング研修会を修了しスピードクライミングパスが発行されている者  
スポーツクライミング指導員コーチⅠ以上  
アルパインクライミング指導員コーチⅡ以上 (コーチⅠは不可)
- (2) 神奈川県が委託し神奈川県山岳連盟が実施する「スピードクライミング教室」の終了検定合格者  
【スピードクライミングパスが発行されている者】
- (3) 上記(1)の者が直接指導を行う場合
- (4) 日本山岳スポーツクライミング協会指定選手、各県強化選手、各大学クライミング部選手等に関しては各団体の資格を持った指導者の指導のもと使用することが出来る

## 3. 利用者が用意する物

用具 (クライミングシューズ、ハーネス、クライミングチョーク等) は利用者各自が用意する。  
(貸し出しは無い)

## 4. 利用上の遵守事項

- (1) 利用者はあらかじめ利用申込をし、利用料金を支払ってから使用する。
  - 団体で専用利用する場合  
事前に代表者等は利用申込書を提出し、利用承認を受けてから使用する。
  - 個人で一般利用する場合  
利用者各自が事前に事務所窓口の『利用者名簿』に氏名を記載し、スピードクライミングパスを提出する。
- (2) 利用は必ずクライマーとビレイヤーの二人一組とし、ビレイヤーはスタート前にハーネスの正しい装着と巻き上げ機のカラビナセットを確認する。
  - ※中学生同士の利用は不可。必ず保護者か指導者の引率が必要。
  - ※高校生同士の利用は可。
- (3) タイマーの使用は大会の場合のみで、通常はストップウォッチを使用する。
- (4) クライマーが降りてきたらビレイヤーは巻き上げ機のカラビナをクライマーから外し、クライミング壁のハンガーに固定する。(巻き上げ機が巻き上がってしまったら事務所に知らせること)
- (5) 他の利用者等から安全に関する指導を受けた時は直ちに従うこと。
- (6) 施設の利用については山岳スポーツセンターの職員の指示に従うこと。
- (7) 施設 (クライミング広場を含む) 内は禁煙。
- (8) 受付時に指定された終了時間までに片付けをして、事務所にてクライミングパスを受け取る。

## 5. 傷害保険等の加入

利用者はあらかじめ傷害保険等に加入しておく事とする。

## 6. 利用時間と休館日

- (1) 利用時間： 9:00～17:00(退館時間が 17:00)
- (2) 休館日：月曜日(祝祭日の場合は翌日) 年末年始(12月29日～1月3日)